

ABゼミ問題（商法）

株式会社は、ホテル業を営む取締役会設置会社であり、代表取締役会長A及び代表取締役社長Bのほか、Bの配偶者C、弟D及びAの知人Eが取締役に就任している。

乙株式会社は、不動産業を営む取締役会設置会社であり、代表取締役Cのほか、B及びDが取締役に就任している。

Bは、大量の不稼動不動産を抱えて業績が悪化した乙社を救済するため、同社の所有する土地（以下「本件土地」という）を甲社に5億円で売却しようと考え、その承認のための甲社取締役会を招集した。入院中のAを除いたB、C、D及びEの4名が出席して取締役会が開催され、当該取締役会において、Bが本件土地の売買についての重要な事実を開示してその承認を求めたところ、Eから5億円の価格に難色を示されたもののBからバブル時代の土地価格を考えれば5億円の価格は決して高くないとの発言があっただけで、価格の相当性について議論がされることはなく、Cを議決に加えずに採決が行われた結果、Eは棄権したが、B及びDの賛成により本件土地の購入が承認された。

そして、Bは、甲社を代表して、乙社との間で本件土地を5億円で買い受ける売買契約を締結し、所有権移転登記手続と引換えに代金5億円を支払い、さらに、遅滞なく、本件土地の売買についての重要な事実を甲社の取締役全員が出席する取締役会で報告した。

その後、上記売買契約当時の本件土地の価格は、高く見積もっても3億円を超えないことが判明した。

甲社は、A、B、C、D及びEに対し、それぞれどのような責任を追及することができるか。

参考制限時間：60分

参考答案

[商法]

1 甲社は、AないしEに対して、会社法（以下「法」とする。）第423条第1項所定の任務懈怠責任を追及することが考えられる。

2 本件取締役会決議（「本件決議」という。）の効力

まず、取締役は法令・定款遵守義務を負うことから（法355条）、423条第1項にいう「その任務を怠ったとき」とは、会社法をはじめとする法令違反をいい、かつ当該法令違反には会社法第330条の準用する民法644条所定の善管注意義務違反を含むものと解する。そこで、本問においては、AないしEに法令違反行為があったか否かが問題となる。

本件土地の売買契約については、A及びCを除く取締役による採決によって取締役会の承認を受けているところ、当該取締役会決議は有効か。当該取締役会決議にはCが議決から外されているが、これは同人が法369条2項所定の「特別の利害関係」を有することによるものであると考えられる。そして、C以外の取締役（B、D及びE）が本件決議について「特別の利害関係」があるとされる場合、当該取締役会決議は法令に違反し無効となることから、当該決議の違法原因を看過し漫然と決議に出席したB、C、D及びEは任務懈怠責任を負うこととなると考えられる。

ここで、法369条2項の趣旨は、取締役が会社のために忠実に職務を負うべき義務（忠実義務 法355条）を負うことから、「特別の利害関係」とは、会社の忠実義務を誠実に履行することが困難と認められる個人的な利害関係をいうものと解すべきである。

まず、本問における甲の代表取締役Bは乙の取締役であり、かつ乙の代表取締役であるCの配偶者である。株式会社の取締役は会社経営のプロとしてその業績に責任を負うべき立場である一方、その業績に応じた報酬が支払われることとなるのが通常である。本問においても、本件売買の実行により乙の業績が上向くことがあれば、それは乙のBに対する報酬の形で報われることとなるものと強く推認されることから、本件売買の実行に関し、Bは「特別の利害関係」を有するものと解すべきであり、このことは、同じく乙の取締役であるDにも等しくあてはまる。

他方、EについてはAないしEの知人に過ぎず、乙社の役員ではないことから、特別の利害関係はない。

よって、本件においては、Cのみならず、B及びDについても法369条2項により議決に参加させてはならなかったものであり（そうすると、唯一議決権を有するEが棄権しているため、本件決議は定足数を充足せず否決されるべきであった。）、B及びDが参加し賛成票を投じて成立した本件決議は違法無効である。そして、当該違法無効な決議を前提として本件売買を行った点について、当該決議に出席したBないしEはいずれも法423条に基づく任務懈怠責任を負う。他方、本件決議の採決に誰を参加させるべきかは出席者でなければ検討・決定できないところ、Aは入院中であり、本件決議に出席できなかった以上、任務懈怠責任は負わない。

3 利益相反取引について

- (1) 本件売買契約は、甲社の取締役である C が乙社を代表して締結していることから、356 条 1 項 2 号所定の「第三者のために」なされた利益相反取引に該当する。
- (2) ここで、利益相反取引が行われた場合、①当該取引を行った取締役、②当該取引をすることを決定した取締役、及び③当該取引の承認の決議に参加した取締役は、いずれも法 423 条所定の任務懈怠が推定される（法 423 条 3 項第 1 号ないし第 3 号）
- (3) まず、C は、上記のとおり乙社を代表して本件売買契約を締結し、以て利益相反取引を行った者であるから、前記①の取締役に該当する。次に B は、乙所有の本件土地を甲社に売却しようと考え、甲社取締役会を招集した者であるから、前記②の取締役に該当する。そして、D は本件決議に参加し賛成していることから、前記③の取締役に該当する。他方 E は売買価格に難色を示し、また決議にも棄権していることから、本件決議に異議を述べたものと解され、当該経緯が議事録に記載されていれば、前記③の取締役に該当しない（法 369 条 5 項参照）。
- (4) 以上より、B、C 及び D は任務懈怠が推定される。そして、本問によれば、本件取締役会においては、価格の相当性に関する議論が全くなされていないというのであるから、B 乃至 D はもちろん、E についても当該議論をしなかった点において善管注意義務（法 330 条、民法 644 条）に違反し、任務懈怠が認められる。

4 A の責任について

A は甲社の代表取締役であるが、本件決議の当時入院中であり、本件売買契約の締結に関与しておらず、かつ関与しなかったことについて正当な理由があり、A は任務懈怠責任を負わない。

4 甲の損害について

- (1) 上記のとおり、本件売買契約については B、C、D 及び E が任務懈怠責任を負うところ、甲社が被った損害は何か。この点、利益相反取引をしようとするときは、取締役会決議による承認を得なければならないところ（法 365 条、356 条 1 項 2 号）、本件売買契約の承認に係る本件決議は前記のとおり法 369 条 2 項に反し無効であることから、無効な決議により実行された本件売買の効力が問題となる。
- (2) この点、違法無効な取締役会決議を前提してなされた取引は、その意思決定のプロセスに瑕疵はあるものの、当該意思決定プロセスを取引の相手方が確認することは困難な場合があることから、取引の安全の観点より、取締役会決議が無効であることを相手方が知っていたか、重大な過失により知らなかった場合に限り、無効となるものと解すべきである。
- (3) そして、本問においては、取引の相手方である乙社の代表取締役 C は本件決議に出席していたことから、本件決議の無効原因を当然知り得る立場であったため、本件売買契約は無効となる。
- (4) そうすると、甲社は乙社に対して、本件売買が無効であることを理由として、本件土地と引換えに 5 億円の返還を請求できる。

よって、これに応じて乙社が5億円を返還した場合には損害はなく、乙社がこれを返還しない場合には5億円と本件土地の差額である2億円が甲社の損害となり、B、C、D及びEは甲社に対して法423条1項によりこれを賠償する義務を負う。 以上

2025 年実施 AB ゼミ レジューメ

（出題趣旨） 本問は、取締役会の承認決議を経て行われた利益相反取引によって会社に損害が生じた場合について、利益の相反する取締役、当該取引を行った取締役並びに承認の決議に賛成した取締役、棄権した取締役及び欠席した取締役がそれぞれどのような要件で会社に対して責任を負うかを理解しているかを問うものである。解答に際しては、特別の利害関係を有する取締役の範囲と本件承認決議の効力、利益相反取引の効力及び会社の損害についても、論述する必要がある。

1 取締役の任務懈怠責任（423I）

「任務を怠ったとき」とはどのような場合をいうのか

- ①善管注意義務（330、民 644）、忠実義務（355）の違反
- ②具体的な法令や定款に違反する行為

2 利益相反取引

- ・「自己のため」か「第三者のため」か
- ・いずれであるかによって違いはあるか（428I）
- ・任務懈怠か？その場合、上記①②のどちらか？
- ・推定規定（423Ⅲ、369V）

3 特別利害関係人の範囲

- ・「特別な利害関係」とは
当該決議について、会社に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められる個人的利害関係
- ・C 以外の取締役と「特別な利害関係」

4 法令に違反する利益相反取引の効力

- ・相対的無効説

5 全体の組み立て

以上